
地域移行等意向確認体制整備について

令和 7 年 10 月 集団指導 長崎県障害福祉課自立就労支援班



重要！

下記の施設・事業所について、**令和8年度から地域移行等意向確認における体制整備が義務化**されます。（令和7年3月31日までは努力義務）

- 障害者支援施設

- 地域移行等意向確認担当者の選定

- 地域移行等意向確認等に関する指針の作成

- （ア）地域移行等意向確認等の時期

- （イ）地域移行等意向確認担当者の選任方法

- （ウ）地域移行等意向確認等の実施の方法及び実施体制

- （エ）地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容

- （オ）地域の連携機関

令和8年度から
義務化！体制未整備減算
の適用あり！

国の施策の動向

H29年3月 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を策定。

R2年度～ 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解や活用に関する研修について都道府県が実施する相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等のメニューの一つとして実施。

R6年度 障害福祉サービス等報酬改定
→すべての入所者に対して地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことが規定。

地域移行等意向確認等に関する指針の作成
施設として入所者への意向確認の手順、方法を明示した指針の作成。

R8年度から義務化！！

地域移行等意向確認担当者の選任
入所者一人ひとりのニーズを把握し、必要に応じて地域生活支援拠点等や相談支援事業所などと連携しながら、入所者の地域生活への意向や入所中の施設外の障害福祉サービス利用等の意向を定期的に行う。

意向確認の実施と個別支援計画への反映

担当者が確認した入所者の意向を個別支援計画の作成に係る会議に報告し、入所者の意向を反映させる。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】

地域移行等意向確認体制未整備減算5単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

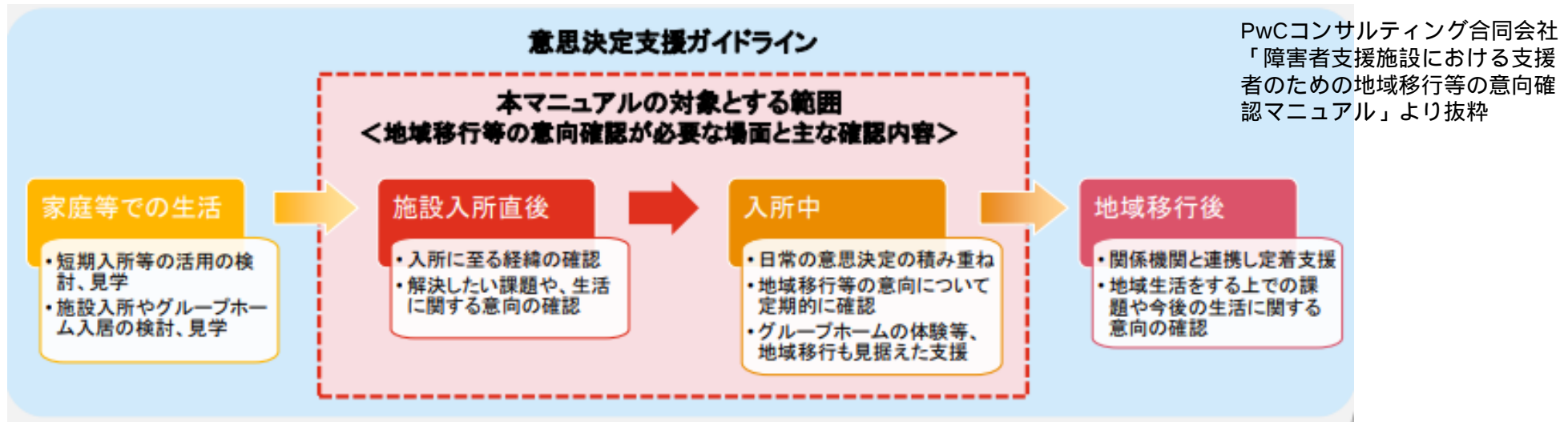
- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

厚生労働省
「R6年度障害福祉サービス等報酬改定における
主な改定内容」より抜粋

地域移行等意向確認の対象とする範囲



意向確認

< 目的 >

本人の意思や希望を理解し、一人ひとりの希望に寄り添った支援を実施する。

< 基本原則 >

- 本人の自己決定の尊重：本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要。
- 本人の選択の尊重：本人の選択を尊重しつつ、リスク等は把握し、対応を検討しておくことが必要。

Q：本人の自己決定や意思確認が困難な場合は？

→ A：本人をよく知る関係者が集まって、各サービス提供時の表情や行動等、これまでの生活史等を手掛かりに推定。

地域移行

< 目的 >

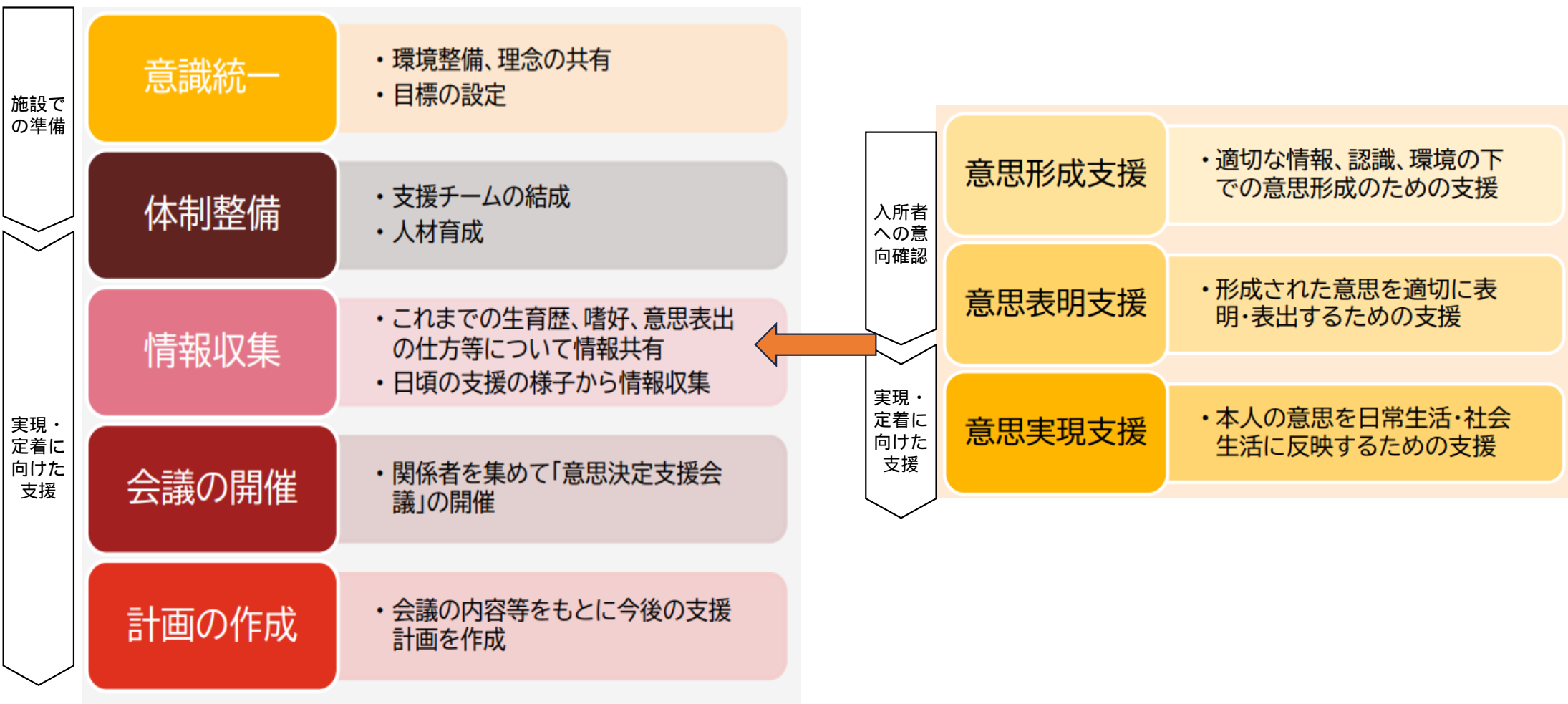
障害者一人ひとりが市民として、自ら選んだ地域や住まいで安心して自分らしい暮らしを実現するために、個々のニーズや希望に応じた生活の質の向上を図ること。

ポイント

- 地域生活を支えるための環境整備がされていない中で、一法人や事業所のみでの努力では限界があるため、本人の意向確認を経て明確化した地域生活支援の必要性を（自立支援）協議会等で取り上げるような働きも大切！

全体の流れ

個別の支援



参考資料

PwCコンサルティング合同会社

「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」

URL：令和6年度障害者総合福祉推進事業 障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル